

2026 年 5 月 26 日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 大越 昇一
問い合わせ先 サポートダイヤル 長坂 智
TEL 0120-753104

上場投資信託（ETF）の設定・交換（解約）単位変更に係る

投資信託約款の付表変更等に関するお知らせ

当社は、本日、以下の通り、対象 ETF（計 7 本）の投資信託約款の付表（以下「約款付表」といいます。）を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象 ETF および変更の内容]

対象 ETF の設定・交換（一部解約）単位を、約款付表の変更適用日（次頁参照）以降の申込分より、下表の通り変更いたします。

これに伴い、約款付表における設定・交換（一部解約）口数および信託終了時の交換口数を、次頁以降の新旧対照表の通り変更いたします。

	ファンド名	銘柄コード	設定単位 (口)		交換（一部解約） 単位(口)	
			変更後	変更前	変更後	変更前
1	NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信	1311	100,000	200,000	100,000	200,000
2	NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信	1489	(小) 25,000 (大) 150,000	150,000	25,000	150,000
3	NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信	1559	10,000	40,000	10,000	40,000
4	NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信	1560	20,000	30,000	20,000	30,000
5	NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信	2529	(小) 50,000 (大) 500,000	(小) 100,000 (大) 500,000	50,000	100,000
6	NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリー指数（セレクト）連動型上場投信	2643	20,000	50,000	20,000	50,000
7	NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信	200A	(小) 50,000 (大) 500,000	(小) 100,000 (大) 500,000	50,000	100,000

[変更の理由]

投資家の利便性および運用状況等を勘案し、変更するものです。

[約款付表変更と書面決議または異議申立の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議または異議申立手続きのいずれも行ないません。

[約款付表変更の日程]

約款付表変更の届出日：2026 年 6 月 23 日まで

約款付表変更の適用日：

2026 年 6 月 24 日	NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信 NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信 NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信
2026 年 7 月 15 日	NEXT FUNDS MSCI ジャパンカントリー指数（セレクト）連動型上場投信
2026 年 9 月 30 日	NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信
2026 年 10 月 28 日	NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信 NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信

当該変更は、東京証券取引所を通じた対象 ETF の売買単位について変更するものではありません。

[当該変更に係る新旧対照表]

NEXT FUNDS TOPIX Core 30 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～6. <略> 7. 信託約款第 49 条第 1 項の別に定める口数は、「 <u>10 万口</u> 」とします。	(付表) 1. ～6. <同左> 7. 信託約款第 49 条第 1 項の別に定める口数は、「 <u>20 万口</u> 」とします。

NEXT FUNDS 日経平均高配当株 50 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「 <u>2 万 5,000 口</u> 」または「 <u>15 万口</u> 」とします。 4. ～6. <略> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「 <u>2 万 5,000 口</u> 」とします。	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「 <u>150,000 口</u> 」とします。 4. ～6. <同左> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「 <u>150,000 口</u> 」とします。

NEXT FUNDS タイ株式 SET50 指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>1 万口以上かつ 1 万口の整数倍</u>」とします。 4. ～6. <略> 7. 約款第 47 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>1 万口以上かつ 1 万口の整数倍</u>」とします。 8. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>4 万口以上かつ 4 万口の整数倍</u>」とします。 4. ～6. <同左> 7. 約款第 47 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>4 万口以上かつ 4 万口の整数倍</u>」とします。 8. <同左>

NEXT FUNDS FTSE ブルサ・マレーシア KLCI 連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～2. <略> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万口以上かつ 2 万口の整数倍</u>」とします。 4. ～6. <略> 7. 約款第 47 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万口以上かつ 2 万口の整数倍</u>」とします。 8. <略>	(付表) 1. ～2. <同左> 3. 約款第 14 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>3 万口以上かつ 3 万口の整数倍</u>」とします。 4. ～6. <同左> 7. 約款第 47 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>3 万口以上かつ 3 万口の整数倍</u>」とします。 8. <同左>

NEXT FUNDS 野村株主還元 70 連動型上場投信

NEXT FUNDS 日経半導体株指数連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～3. <略> 4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「<u>5 万口</u>」または「50 万口」とします。 5. ～6. <略> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「<u>5 万口</u>」とします。	(付表) 1. ～3. <同左> 4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「<u>10 万口</u>」または「50 万口」とします。 5. ～6. <同左> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「<u>10 万口</u>」とします。

NEXT FUNDS MSCI ジャパンカンントリー指数（セレクト）連動型上場投信

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(付表) 1. ～3. <略> 4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「<u>2 万口</u>」とします。 5. ～6. <略> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「<u>2 万口</u>」とします。	(付表) 1. ～3. <同左> 4. 信託約款第 15 条第 3 項の別に定める一定口数は、「<u>5 万口</u>」とします。 5. ～6. <同左> 7. 信託約款第 44 条第 3 項の別に定める口数は、「<u>5 万口</u>」とします。

以 上